令和５年２月９日（木）　　場所　委員会室

〇出席議員

議長	青木　　健	公明党	小口　俊明
副議長	藤田　貴裕	新しい議会	藤江　竜三
自由民主党	遠藤　直弘	……	……
社民・ネット・緑と風	重松　朋宏	議会運営委員長	髙柳貴美代
日本共産党	高原　幸雄		

◇

〇議会事務局職員

議会事務局長	内藤　哲也
議会事務局次長	古沢　一憲
（併）行政管理部主幹	

◇

〇協議事項

◎議長挨拶

議題１．議会基本条例の点検について

２．議会の個人情報保護条例について

３．令和５年第１回定例会の議事運営について

午前９時５９分開会

◎議長挨拶

○【青木健議長】　おはようございます。皆様方におかれましては、第１回定例会を控え、何かと御多用中にもかかわらず、会派代表者会議に御参集を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染者数は落ち着いてきているようでございますが、身近なところでも、私も含めまして感染者が出ている状況であります。引き続き、基本的対策を徹底する必要があると考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。本日も三密を避けて、皆様の御協力の下、短時間で行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、昨日、市長部局のほうよりプレス発表がなされましたが、６日未明に発生しましたトルコ南部を震源とするマグニチュード7.8の地震により、議会と致しましても互助会から、ネパールのとき同様、援助金を拠出することになりました。この間、ちょっと時間がなかったものですから、各会派の代表の皆様方にお集まりを頂くいとまがなく、電話にての連絡で御了承を得るということで大変申し訳なく思っておりますが、皆様方の御協力の下、無事送ることができるようでございますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

それでは、これより会派代表者会議を開きます。

――――――――――――――――――――――――　◇　――――――――――――――――――――――――

議題１．議会基本条例の点検について

○【青木健議長】　まず、議題１、議会基本条例の点検についてを議題と致します。私のほうから議会運営委員会に諮問させていただきました議会基本条例の点検について、議会運営委員会、髙柳委員長から御報告を頂きたいと思います。髙柳委員長、よろしくお願いします。

○【髙柳貴美代議会運営委員長】　皆様、おはようございます。議会基本条例の点検について御説明いたします。このことにつきましては、令和３年９月に議長より諮問があり、議会運営委員会において協議を行ってまいりました。そして、令和５年１月24日開催の委員会で確認し、答申として２月７日に議長宛てに御報告したものでございます。

点検の結果につきましては、答申中、国立市議会基本条例の点検（令和元年５月以降の取組）としてシートにまとめたほか、国立市議会基本条例の点検を終えてとして総括しております。また、資料編として、委員会及び懇談会の開催経過等を取りまとめております。

点検に当たっては、作業等を行うため、議会運営委員懇談会を活用し、その経過については、議会運営委員会を開催し、適宜確認してまいりました。点検のための作業では、この４年間を総括的に振り返り、その実績（具体的に行ったことなど）を各交渉団体で出し合い、条文に当てはめて検証を行いました。その過程では、ワークショップ形式の議員研修を開きました。作業に当たっては、コロナ禍であってもできる限り、議会基本条例を活用できたかどうかという観点を大切にいたしました。

作業の後、条例の条ごとに評価し、「国立市議会基本条例の点検（令和元年５月以降の取組）」のシートとして点検結果をまとめました。点検結果をまとめる過程では、できる規定の条文に関しては評価になじまないので、バー表記とすることや、一致に至らなかった条（第３条及び第14条）に関しては、両意見を尊重し、両論併記とすることなどについて協議を重ねました。

委員会では、新型コロナウイルスのような長期化する災害への対応やオンライン会議の実施に至らなかったことなど、幾つかの反省点が出されましたが、一通り議会基本条例の点検を終えたものでございます。説明は以上のとおりでございます。

○【青木健議長】　ありがとうございました。議会運営委員会では髙柳委員長の下、非常に丁寧な点検をしていただきましたことを厚く御礼申し上げます。

この件について何かございますでしょうか。よろしいですか。重松議員。

○【重松朋宏議員】　点検の結果はこれだけですか。かなり議会運営委員会や懇談会を丁寧に重ねて協議されてきた経過があると思いますけれども、その経過についてはどのような感じですか。

○【髙柳貴美代議会運営委員長】　この御報告の経過についても全委員で丁寧に協議を致しまして、歩み寄れるところで歩み寄って、このような形にまとめたところでございます。

○【重松朋宏議員】　なぜこのように申し上げたかというと、議会基本条例の第28条で、「議会は、議員の一般選挙後その任期中に、この条例の目的が達成されているかどうかを点検し、その経過及び結果を適宜公表する」とあります。なので結果だけではなくて、その経過についても適時公表する義務が、議運ではなくて、議会に課せられていると思うんですけれども、その意味でも公表できる経過というのは、この何ページかのものがその経過だということで、認識でよろしいですか。

○【遠藤直弘議員】　今の質疑でいうと、経過というのは、この評価の取組状況の中で日程が書いてありまして、その後、議事録等々が残っているのではないかなと思うんですけれども、それを公表するということが経過のもので、あとは取りまとめなければいけないことを取りまとめたということで、私は評価するべきだと思いますけれども。

○【重松朋宏議員】　分かります。議事録そのものがその経過を、趣旨及び解説では分かりやすく市民に公開することが求められているので、議事録そのものが議論の経過が述べられているということですね。この結果についても適時公表することになっているんですけれども、これは事務局のほうに聞いたほうがいいですかね。どういう形で公表することになるのか。

○【内藤議会事務局長】　本日御確認いただきまして、適宜ホームページ等にはアップをしていく予定でございます。以上でございます。

○【重松朋宏議員】　分かりました。ホームページ等に公開されることによって、市民に分かりやすく公開されたということになろうかと思います。

第28条の第２項では、「議会は、前項の規定による点検の結果に基づき、この条例の改正その他の適切な措置を講ずる」とありまして、これは議会運営委員会ではなくて、議会はという主語になっているので、まさに我々議会が、この点検結果を受けてどうするのかということが問われているわけですけれども、通例は点検に併せて、どのような適切な措置が必要だというようなことが恐らく協議されていると思うんですけれども、協議した結果、具体的に議会運営委員会としては、適切な措置については、特に新たに行わないというふうに議会運営委員会の中でまとまったのか。あるいは議会運営委員会としては、あくまで点検だけで、それに基づいて適切な措置をどうするかということについては、会派代表者会議ないしは会派会議、ないしは我々議会全体に求められているのか伺いたいと思います。

○【青木健議長】　それは私のほうからお答えいたします。私のほうでは議会運営委員会には点検をお願いいたしております。なお、点検が早期に済みましたら、特別委員会を立ち上げて、改正の必要があれば、それを行っていくという考えもございましたが、点検を非常に慎重にやっていただいた結果、時間を要しましたので、この点検の結果をもって、次期ですね、もう４月で私ども任期が満了してしまいますので、次期のメンバーに、この点検の結果をもって改正等の必要があるのかどうかを判断いただき、必要があれば、ぜひ私は特別委員会を立ち上げてやっていただきたいと思っております。

○【重松朋宏議員】　あくまで議会運営委員会が点検を行って、それを受けて議会としてどうするのかということなんですけれども、任期をまたいで、そういう形で引き継ぐことって可能なんですか。我々の任期の中で点検したものについてどうするかというのは、それは我々が適切な措置を講じるにしても講じないにしても、我々が決めないといけない責任なのかなと思うんですけれども、どうするのかというのを次に委ねる……

○【青木健議長】　それはいろいろな考え方があると思います。ですけど、私のほうと致しましては、あくまでも今回はここまで点検を慎重に行っていただいた、その結果は申し送り事項として、次期の議会のメンバーに送ってまいりたいと考えているところです。

○【重松朋宏議員】　分かりました。申し送り事項という形で、明確な形で次期に申し送るのであれば、明確な形でお願いしたいと思います。以上です。

○【青木健議長】　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいでしょうか。それでは、この件につきましては、議会運営委員長の報告のとおり確認をさせていただきました。ありがとうございました。

―――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――

議題２．議会の個人情報保護条例について

○【青木健議長】　続きまして、議題２、議会の個人情報保護条例についてに入らせていただきます。前回は、全国市議会議長会の案と重松議員からの案との２つの案、また、第１回定例会での制定は時期的に厳しいのでは、申合せ等が必要ではないかとの話がありました。これに対しまして、各会派の御意見を再度伺わせていただきたいと思います。遠藤議員。

○【遠藤直弘議員】　自民党では、まず、全国市議会の案を暫定的に使わせていただくという形の、前回の会議の中では藤田副議長が取り仕切っていただきまして、１項目の条例というような形になると思うがというような話がありましたけれども、そのような取扱いの中で、全国議長会が出されたものを、そこを基準に使っていくべきだというようなことで取りまとめさせていただきました。というのも、万が一何か問題が起こったときに、例えば市長部局がつくった個人情報保護条例ですと、議会の中での運用となかなかそぐわなかった場合、それをどこでどう整理するのかというのが、今の事務局体制ではなかなか難しいのではないか。その中で、全国議長会のものを使えば、全国議長会の事務局の中で答えをある程度導いてくれる、また、助言をしてくれるのではないかというような御意見がありまして、全国議長会のものを使っていこうというようなことに自民党としては決まりました。

○【高原幸雄議員】　私たちのほうは、重松議員のほうから案が提案されて、これについて、やっぱり空白をつくらないという意味で、今の市の議会条例の中の個人保護条例の部分をつなぎとして運用していくと。新年度に入ったら、改めて議会としての個人情報保護条例については精査をしてつくっていくと、こういう提案だったので、私たちは重松議員の提案でいいかなと思っております。

○【小口俊明議員】　私ども公明党会派は、前回表明したところ、基本的にはそれを踏襲するんですけれども、一部、その後会派で相談をして、軌道修正も含めて今日改めて申し上げます。まず、今期において、この個人情報保護条例、議会における条例化というのは難しいだろうと、ここは変わっておりません。前回、副議長のほうでお話のあった１条１項方式で、何々を何々に準ずるという趣旨の条例をつくるのか、あるいはそういった内規をつくるのか、あるいはそういった申合せをしておくのか。いずれかの形で何に基づくのか、条例化しないまでも何に基づくのかというところは明確にする

べきだと、このように考えております。

そして、前回の発言では、国立市の既に条例化されているもの、個人情報保護条例をベースにしたらどうかという意見を申し上げたんですけれども、その後の検討の結果、やはり行政サイドの条例、これは法律に基づいた条例になっておりまして、議会はその法律から外れておりますから、構成が全く異なるだろうと考えました。その考えの下に１つの結論として申し上げるのは、やはり全国市議会議長会が作成をしてきた、これはひな形であるから運用でどうなんだろうというところも心配はあったんですけれども、準ずるという扱いにするならば、条例イコールではありませんので適用できるだろうなというふうに考えを改めて、全国市議会議長会のベースで準ずることを明文化しておくことが相当であろうと考えております。

○【重松朋宏議員】　私どもの会派は基本的に前回と同じ立場で、議会としての条例は必要だと。新条例についての検討をしっかりしないといけないわけですけれども、今期中はかなり難しいだろう。であるならば、暫定的に使うのであれば、これまで全会一致で議会で可決して15年間運用してきた、これまでの条文をそのまま引き継いだ条例の下で暫定的に運用していくべきという立場です。

前回の会派代表者会議で持ち帰り事項がございまして、提案がありました行政機関、市の執行機関の新条例に準ずる対応をする旨の規定のようなものがあればいいのではないかという新たな提案がありましたので、そのことについても会派でも検討いたしました。まず第一にあるのは、市の条例は個人情報保護法の下での運用条例なので、それを議会で準用するというのはちょっと難しいのではないかという意見。それから、事務的なものを準用するというのはあり得ると思うんですけれども、望ましいと思うんですけれども、それは具体的にどういう事務を、どういう手続の部分を準用するのかというのが明記されていないと、一文で準用するではまずいのではないかという。いずれにしても具体的な何かというものがない限り、ちょっと検討が難しいなという意見になりました。以上で、暫定的に使うのであれば、これまで運用してきた条文を、そのまま生かしたものを条例として使うべきであるという考えです。

○【藤江竜三議員】　私どもの会派では、新しく条例なりを制定するのは期間的には間に合わないだろうという考えはまとまりました。そして、まとまらないのであるので、その間どうするかということですけれども、全国市議会議長会の案を使える形で、どういった形で整理するかは細かく考えなくてはならないところがあるかもしれませんけれども、使っていこうという形でまとまっています。

○【青木健議長】　ありがとうございます。そうしますと、今、皆さんの御意見を伺いましたが、いずれにいたしましても、議会として新たに条例を制定するということについては、時間的に間に合わないだろうということについては一致点が見えたところでございますが、それではそれまでの期間どうするのかということに関しましては、全国市議会議長会の１条１項という形で使わせていただくか、それとも重松議員のおっしゃった、これまで議会が議決をしてきたものについて、それを行っていくのかということについて意見が分かれているようでございます。本日の段階ではここが平行線になっておりますので、それぞれ再度お持ち帰りを頂きまして、それぞれ違う意見について受け入れられるかどうかの御検討をしてきていただきたいと思います。よろしいでしょうか。重松議員。

○【重松朋宏議員】　確認なんですけれども、全国議長会の条例例を使うということは、それを基にした条例を３月議会で議決させるということでよろしいですか。

○【青木健議長】　私は１条１項というふうに申し上げましたので。

○【重松朋宏議員】　全国議長会の条例例を準用するという取決めというのが、しかも全国議長会の

条例例はあくまで内々の、決まったものとして標準条例案としてあるわけでもない、１つのイメージにすぎないものなので、それを準用するというふうにはちょっといかないんじゃないかなと思うんですけれども。そうするのであれば、やはり全国議長会の条例を基にした条例を提案されないことには……。

○【青木健議長】　それは御意見として承っておきます。

○【重松朋宏議員】　１条１項の条例として議会で議決するという提案でよろしいんですか。それとも何らかの申合せ事項、ないしは先例として合意をするということなんでしょうか。ちょっとその辺りが分からないので、持って帰っても検討ができないんですけれども。

○【青木健議長】　そこを含めてお持ち帰りください。

○【重松朋宏議員】　でしたら、３月議会に私どもは条例提案をしようと考えておりまして、その締切りが恐らくたしか来週の15日あたりになると思いますので、その前までに持ち帰って検討結果を基にもう一度協議する場を持っていただきたいと思います。

○【青木健議長】　１点確認させてください。重松議員、条例提案というのは、これは決まっていることなんですか。

○【重松朋宏議員】　条例提案しようという考えで、皆さんにも条例案として提示をさせていただいています。なおかつ、この第１回定例会で議決されなければ、４月１日から空白期間が生じてしまうということで昨年の11月以降、皆様の会派にも提示をさせていただいています。

○【青木健議長】　分かりました。

ここで、暫時休憩と致します。

午前１０時２４分休憩

――――――――――――――――――――――――　◇　――――――――――――――――――――――――

午前１０時２７分再開

○【青木健議長】　それでは、休憩を閉じて会派代表者会議を再開いたします。

休憩中に日程の御確認を頂きまして、次回の会派代表者会議につきましては、２月13日午後３時から、15時からとさせていただき、引き続き、ただいま重松議員から提案のありましたことを含め、それぞれの会派において、違う意見について受け入れていただけるのかどうかということも含め、協議を再度させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。重松議員。

○【重松朋宏議員】　持ち帰るに当たって、もう一度確認をさせていただきたいんですけれども、市長会の新条例ではなくて、全国議長会の条例例を準用する旨の決議ないしは申合せということでよろしいでしょうか。それとも議長会の条例例をほぼ踏襲した条例という形で、条例そのものということ。

○【青木健議長】　事務局、今の分かる？ちょっとそこ区別つかないんだけど。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】　今のお話は、全国市議会の条例を出すのか出さないのかということで御質疑なのかなと思っておりますので、その辺が、ほかの会派さんで、全国市議会議長会の完全な条例バージョンといいますか、条例バージョンをお出しになるのかどうかという問いではないかと。

○【重松朋宏議員】　事務局ではなくて、皆さんからの提案を持ち帰るに当たって、こういうことだということを。

○【遠藤直弘議員】　私たちは１条１項の条例ということで、それを準用していくというか、運用面で使っていくような形の条文をつくればいいのかなというふうに思っていますので、当然精査する部分は出てくるとは思うんですけれども、その部分を詰めながらやっていけばいいのかなというふうに。

○【小口俊明議員】　先ほど意見を申し上げたとおりでありまして、ここで全国市議会議長会をベースにした条例化をする考えはありません。いわゆる１条１項方式で、もし全会一致で整うのであれば１条１項の条例ということもあり得るでしょうし、あるいはまだまだ協議が必要ということであれば内規とか、あるいは申合せという範疇の中で皆さんの合意が取れる、着地点というのを見つけられればよろしいのかなと思っています。

○【藤江竜三議員】　私どもの考えとしては、方向性としては全国市議会議長会という形であって、その手法というのはまだ具体的に考えているところではないというところです。

○【青木健議長】　よろしいですか。重松議員。

○【重松朋宏議員】　確認したいんですけれども、条例であれば提出期限が決まっていますので、条例もしくは内規、もしくは申合せという形で全国議長会の条文に沿ったものをどこかで決めるということでよろしいでしょうか。３会派さん、それぞれちょっと微妙に、どういう形でというところについては微妙にスタンスが違うので。

○【青木健議長】　そこまで詰まりますか。

○【遠藤直弘議員】　正直言って、そこまで詰まらない。正直言いますと、私、この場でどうにかしないと難しいのかなというところは正直思っていました。なので、今日意見が違うと難しいのかなというような、当然、議長が取りまとめて、それで会派代表の皆さんで集めて、その中で議員提出議案という形で出すにしても時間が足りないのかなと思っていましたので、今日まとまらないと難しい気はしておりましたので。ただ、提案の中で13日、もう一回時間がありますから、その中でまとめなければいけないのかなと思っています。当然、全会一致が望ましいと思いますので、その辺りで折り合えるところを、違う意見のものを検討してくれというような議長からの呼びかけでございますので、その辺りまとめられるようにしていかなければいけないのかなと思っています。

○【青木健議長】　よろしいですか。それでは、それでお持ち帰りを頂きまして、再度の検討をお願いしたいと存じます。

○【重松朋宏議員】　あと一点、よろしいですか。

○【青木健議長】　重松議員。

○【重松朋宏議員】　前々回の会派代表者会議のときに、私のほうから申し出て確認されたこととして、議会全体のことなので、最終的には会派代表者会議で確認、（「会派会議のことですか」と呼ぶ者あり）会派会議ですね。ただし、実施時期については議長に一任するということを確認されたと思いますけれども、恐らく会派会議でも協議する時間がないので、恐らくまだ１人会派には御意見を伺っていないと思うんです。それぞれの１人会派についての意見というのも聞いていただければと思います。

○【青木健議長】　申し訳ないですけど、ここがまとまらない中で１人会派の意見を聞いていくというのは、ちょっと現段階において、私、厳しいのかなという感じがしております。

○【重松朋宏議員】　まとまらないことによって、議会として一致してこうするというものがしないということも１人会派も含めて確認しないことには、何もしないということを確認するのであれば、そこは１人会派も含めた議会全体の意向というのがあるべきじゃないかなと思いますけれども。

○【遠藤直弘議員】　まず、13日の日程も調整しましたので、それに向けて努力するべきだと思うんですね。なので、まずはそこを努力して、その中でまとまらないか、まとまるかというのはありますし、その後、申合せでいくのか、いかないのかということもあると思いますので、そこまでは努力す

るべきではないかなと思います。この場の中で取りまとめをしようということで動くべきだと思いますけれども。

○**【青木健議長】**　よろしいですね。

それでは、議題２を終了させていただきます。

――――――――――――――――　◇　――――――――――――――――

議題３．令和５年第１回定例会の議事運営について

○**【青木健議長】**　続きまして、議題３、第１回定例会の議事運営についてを議題とさせていただきます。冒頭でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症対策について、第１回定例会でも引き続き対応していく必要があると考えておりますが、皆様方いかがでしょうか。

○**【重松朋宏議員】**　私どもは、今よりもコロナ感染が拡大していた第４回定例会に当たりましても、たしか３項目ほど緩和してもよいのではないかという提案をさせていただきました。ここで、コロナウイルス感染症が２類から５類に５月８日から変更されていくということも報道されておりますし、恐らく改選後はかなり以前に戻した状態になっていこうかと思うんですけれども、それまでの段階的な措置としても緩和したほうがいいのではないかという考えです。

第４回定例会のときに提案したのは、報告事項の取扱いについては、一律文書というのを決めるのではなく、各委員会で判断ということでよいのではないかということと、あとは事前の通告、補正予算、委員会及び本会議での、それから初日の即決案件についての事前の通告はなくていいのではないかということと、あと議員の傍聴については第４回定例会から可能になったということなんですけれども、その２点については、第１回定例会で緩和してもよいのではないかという考えです。

○**【遠藤直弘議員】**　我が会派としては、前回議会と同じ体制で臨むべきだという意見があります。そのとおりだということでまとまっておりますが、あとは皆様の御意見をお聞きしたいと思っております。

○**【小口俊明議員】**　私ども会派は、昨年の４定と同じレベルのコロナ対策、今回の１定においても引き続いて実施していくべきだろうという判断をしております。また、コロナの感染症、２類から５類へ、これが実施されたときには、我々もどう対応するのかというところは考えていくべきだろうとは思っておりますけれども、まだその段階ではないという判断であります。

○**【高原幸雄議員】**　私のほうは、感染が第７波を上回るという状況も見られるし、それから死者数が相当増えているという現状がある下では、議会も対応が必要だということは当然ですけれども、第４回定例会で一定の緩和は、重松議員がおっしゃるように、議員の傍聴だとかというのも、一定の条件が緩和されたということもあるので、そういうことも踏まえて、今回、これまでの例に倣ってやっていく必要があるかなと思います。改善された部分については、それは当然改善してもらっていいんじゃないかと思います。

○**【青木健議長】**　４定と同様ということでよろしいですか。

○**【高原幸雄議員】**　はい。

○**【藤江竜三議員】**　基本的には前回までと同様でよいのかなというように考えております。やはり２類から５類になるという段階において、私としては完全に全て戻すというところの考えもあるんですけれども、やはり効率的になったというような面もあるというように考えております。その１つとして、例えば出席説明員、今まで全部長に来ていただいたというところがありましたけれども、新型コロナウイルスの中では、必要な方を必要なときに来ていただくという形にするというのは効率的な

面があったというように考えております。そういったところは、２類から５類に戻したとしても、ぜひ皆さんで議論して、そういった形を残すべきところは残すといった協議をしていきたいというようにも考えています。そういったところをしながら、今後考えていければなと思っております。

○【青木健議長】　ということは。

○【藤江竜三議員】　一応今回はそのまま。

○【青木健議長】　４定同様ということで、事前通告も行うということでよろしいですね。ありがとうございます。

○【重松朋宏議員】　委員会での事前通告で効率化されているんじゃないかという話なんですけれども、私は、むしろ逆な印象を持っておりまして、事前報告が必要ということになりますと、事前通告を忘れて、そこに出席説明員がいるのにできないという事例が度々あったことがすごく残念でならないというのもあるんですけれども、私自身は通告しないといけないというふうになると、可能な限り、取りあえず全部網をかぶせて通告して、委員会が始まる前までにかなり綿密なやり取りをすることになって、恐らく当日も出席説明員も、委員会室にはいなくても、別室でちょっと密な状態で待機するというようなことがありまして、むしろ普通にフリーにやったほうがよっぽど効率的に、その場の委員会の流れの中で質疑についても取りやめたりというような判断もできるのでいいんじゃないかなという印象を常々持っておりまして、通告って本当に効率化されているのか、あるいはコロナ対策になっているのか。むしろ、結構複雑にしている部分があるんじゃないかなと思うんですね。

少なくともそこに説明員がいるのに、通告していなかったので、その場の委員会の流れで、これは疑義が生じたといったときに質疑ができないというのはすごく、通告忘れというだけではなくて、もったいないなという思いを持っておりまして、何らかの改善できる余地があるのではないかと。例えば通告制を全廃するとまでいかないとしても、そこに説明員がいる場合は、通告しなくても順番の後の委員は質疑してもいいんじゃないかなという思いはあります。

○【青木健議長】　順番の後。

○【重松朋宏議員】　質疑は大体１人１回で、ほかの委員がやった後にもう一度ということはないんですけれども、そこに前の通告した委員の出席説明員が在席しているようであれば、他の委員が質疑するというのは……

○【青木健議長】　いわゆる関連質疑ということですか。

○【重松朋宏議員】　関連質疑という形になりますかね。その辺りは委員長の采配の中でやっていいんじゃないかなと思います。

○【青木健議長】　どういうものなんでしょうね。

○【遠藤直弘議員】　予特に関してということですね。

○【重松朋宏議員】　常任委員会です。

○【遠藤直弘議員】　常任委員会だと、基本的に私もその辺りは可能ではあるのかなという気はするんですよね。というのも出された議案に対して、出席説明員がそこのところで十数人（「12名です」と呼ぶ者あり）12名入るというところで、12名で済むと思うんです。部長、課長合わせてですね。なので、その辺りは仕組みとしては可能なのかなというふうなところは思いますけど、あとは……

○【重松朋宏議員】　予算特別委員会については、私も念頭に置いていませんでした。予算特別委員会は以前のように通告なしで数十人が、30人以上が座るというのは、そこまでは難しいかなと思います。常任委員会を念頭に。

○【小口俊明議員】　皆さんで、通告で質疑を絞っていきましょうということで合意されている。そのルールの下で我々議会対応しているという中で、単純に個々の責任の中で通告をしなかったと。しかし、いるから質疑ができるルールにしましょうよというのは、もともとのコロナ対策というところの申し合わせたルールの趣旨とずれてくる可能性もあるのかなと思いますから、単純なことではないんだろうなというふうには思います。

○【遠藤直弘議員】　小口代表のおっしゃるとおりなんですが、私、委員長していて、質疑通告を見ると項目が書いてあるので、本当に広い質疑ができるような質疑通告がされている方が多いんですね。なので、結果、質疑通告が質疑通告になっていないところもありまして、それに対応するために当局もいるということになるので、これは最初からやるべきだったことかもしれないんですけれども、質疑通告自体、もう少ししっかりと明確な質疑項目にするべきだったのかなというような反省はあったと思います。なので、拡大期において非常に危機感があったときに、しっかりとそのような議論をすべきだったのかなという反省はあります。ただ、今の質疑の事前の質疑通告に関しては、ほとんどのことを網羅するような質疑通告になってくるので、予算にしてもほぼ全てを網羅できるような質疑通告になっているので、質疑通告自体に意味があるのかなというような、正直言うと、私も委員長をやっていて思ったところではあります。

○【青木健議長】　質疑の通告の形態について、私のほうから答えさせていただきたいと思いますが、確かに見ておりまして、非常に細部にわたって書かれている事前の通告、そして款項目ぐらいのところで止まっている質疑の項目というのもございます。そうしますと、今、遠藤議員がおっしゃったように、その項の中であったら、いろいろなことが質疑できるということになるんですけれども、本来は、細部にわたって書いてくれと言うべきかもしれなかったんですけれども、私のほうで判断したのは、物によっては時間のない中で、初日即決案件等については、時間のない中で質疑を出していただいているということもありましたので、そこまでの細部は求めないでおこうというような判断をして今回までやってきたということであります。ぜひその辺については御理解いただけたらなと思います。

○【遠藤直弘議員】　ありがとうございます。であれば、今と通告に関してはさほど変わらないのかなと思うんです。関連質疑もできると思いますし、本当に大きく書いていただくしかないのかなと。その中でそれを認めていくしかないのかな、委員長としてもですね。それで対応していって、２類から５類に変わったときには、事前通告なしにしましょうというような取決めでいいのかなと私は感じています。それで、恐らく委員の方も対応できるのではないかなと感じています。

○【青木健議長】　当局は。

○【遠藤直弘議員】　当局側としても、その項目がありますから、当然そこの担当の課長さんも入られていると思いますし、また、待機もされていると思いますので、対応できるのかなと感じます。

○【青木健議長】　ほかいかがでしょうか。そういたしましたら、委員会につきましては、今までどおり行わせていただきたいと思います。私のほうから１つ御提案なんですけれども、報告事項について、今、委員会の外で、委員会を閉じた後、行っているわけですが、これについては委員会内でやってもいいのかなという気もいたしますが、いかがでしょうか。ただし、４定における総務ですか、そこまで時間かかったときに、果たしてできるかどうかについては、それぞれの委員会の御判断に委ねようかと思いますが、その辺は、感染者数の減ということを考えるとどうかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○【遠藤直弘議員】　委員会によってできる委員会、できない委員会があるのかなというのが率直な

感想で、ただ、言えることは、ほかの委員会でやるのに、この委員会はやらないのかというところはあると思うので、取り決めるのであれば、しっかりと取り決めなければいけないのかな。それに向けて委員の皆様にも御理解を頂けるように委員長としてもしていかなければいけないのかなというのは感じます。

○【青木健議長】　ありがとうございます。報告事項だけ別日というような御意見も以前あったかと思いますけれども、それについては、私は検討していないということでございますので、あくまでも常任委員会開催日ですね、その１日の中で収めるということでお考えいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○【小口俊明議員】　これはいわゆる４定から緩和ということになろうかと思うので、これはここで、私、代表だけの一存では何ともお答えしかねるかなと思います。もし可能であれば持ち帰りで。

○【青木健議長】　13日ございますから、よろしいですか。

○【小口俊明議員】　はい。検討させてもらいたい。

○【青木健議長】　では、大変申し訳ございません。この件についてお持ち帰りいただきまして、13日に御意見を聞かせていただきたいと思います。

それと、もう一点確認させていただきたいのは、予算特別委員会についてですが、この運営につきましては、前回同様ということでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

分かりました。ありがとうございます。

それでは、予特につきましては、前回同様の運営をさせていただくということにさせていただきたいと思います。

以上で、議題３については終了させていただきます。

なお、冒頭の挨拶で申し上げましたが、トルコ地震への義援金のことについてですが、全会派、これは１人会派の皆さんにも電話ですが御連絡をさせていただきまして、御賛同を頂きましたので、議員互助会から１人１万円、計21万円の義援金をお送りさせていただくということになりました。先ほど市の政策経営部長から御報告を頂きましたが、昨日のプレス発表に間に合いましたのでさせていただいたということでございます。議会の皆様にくれぐれもよろしくお伝えくださいということでありましたので、併せてお伝えをさせていただきたいと思います。

また、この災害でお亡くなりになられた方々に謹んで御冥福をお祈り申し上げますとともに、御負傷された方々の回復、また一日も早いまちの復興をお祈りさせていただきたいと思います。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

○【青木健議長】　それでは、これをもちまして全ての議題が終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。御協議、誠にありがとうございました。

午前１０時５４分閉会